

社会福祉法人すずかけの里
評議員及び役員報酬等の支給基準

定款第 8 条及び第 21 条に定めるところにより、この法人の評議員及び役員は無報酬とする。

<定款抜粋>

(評議員の報酬等)

第 8 条 評議員の報酬は、無報酬とする。

(役員報酬等)

第 21 条 理事及び監事の報酬は、無報酬とする。